

第1部 浦添市景観計画の考え方(構成編)

1. 計画の背景と目的

(1) 景観計画が必要とされる背景

国民の意識が、物質的豊かさから精神的豊かさを重視する方向へ変化し、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、地域の主体性・自主性を最大限尊重しつつ、地域固有の歴史や伝統に立脚したまちづくりへの関心や機運が年々高まっています。

国においては、平成17年6月に景観法が全面施行され、地域の景観問題への取り組みを後押しする環境が拡充されました。また、観光立県である沖縄県においても、「美ら島沖縄、風景づくりのためのガイドライン」(沖縄総合事務局)が策定され、パブリックコメントが公募されるなど、美ら島沖縄の実現にむけて県民や市町村、国等と連携して取り組みが進展しているところです。

(2) 景観計画の目的

本市においても景観まちづくりに対する関心が高まっています。私たちの住む浦添市が美しく、親しみやすい愛着のある都市であってほしいことは、誰もが望むことであります。かつて浦添市は、美しい自然環境の中に人々の素朴な暮らしがありました。しかしながら本市では、昭和30年代頃からスプロール的に都市化が進行し、それに伴い、自然緑地の減少、住環境の悪化、良好な街並みの減少、市民相互の連帯意識の低下等、様々な都市問題が顕在化してきました。

そのような中で、景観形成や住環境改善の方策として建築協定締結、地区計画、都市景観賞の制定(昭和59年)、彫刻のある街づくりなどの実践的な施策を積み重ねてきました。昭和63年度に都市景観形成基本計画の策定、平成11年度には市民参加を促しかつ支援する表彰・助成制度の「まちづくりプラン賞」を制定し、市民が主体となった景観まちづくりの取り組みを実践してきています。

ゆとりとうるおいが一層求められるようになった昨今、私たちは残された貴重な自然環境を守り育てると同時に、量から質へとまちづくりの思想の転換を図ることが、今日私たちに与えられた責務と考えます。本市まちづくりの羅針盤となる第3次浦添市総合計画でも、「てだこの都市・浦添」の将来像を実現するために、浦添らしさを活かしたまちづくりの方向性が示されています。そして、平成18年10月には、今後とも景観まちづくりを積極的に進めるために、景観法に基づく景観行政団体となりました。

本景観計画は、このような背景を踏まえ行政と市民・企業・NPOなどが一緒になって、美しく、親しみやすい愛着のある、協働の景観まちづくりを推進していくことを目的に策定します。

○都市景観賞



○まちづくりプラン賞



「21はらAGURU隊」



「宮城子ととも会」

2. 景観計画の位置づけ

(1) 景観計画の構成

本景観計画は以下の4部で構成しています。

第1部は、本市景観計画策定の背景と目的、位置づけなどを示した「構成編」です。

第2部は、景観の捉え方や本市の景観の変遷、特性と課題などを示した「現況編」です。

第3部は、本市の景観形成の理念・目標、計画の体系、方針及び基準などを示した「計画編」です。

第4部は、協働の景観まちづくりの推進に向けた手法、プログラムなどを示した「推進編」です。

(2) 景観計画の位置づけ

① 法的位置づけ

本計画は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画（法定計画）として作成されています。景観法に規定する項目のうち、景観計画区域（第1部）、景観計画区域内の良好な景観の形成のための方針、及び行為の制限に関すること（第3部）のほか、必要な事項について定めています。

特に、第3部の「良好な景観の形成のための行為の制限」に記載する基準等については、景観法第8条第2項第3号に該当する部分であり、行為の主体者は景観法の規定に則した手続き等が義務付けられます。

また、景観法の規定に基づき本市が景観行政団体として別に定める景観条例に記載する部分については、本計画中にその旨明記しています。

景観計画の基本的な構成

■ 景観法第8条に基づく事項（法定事項）

① 景観計画の区域

② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

④ 景観重要建造物・樹木の指定の方針

上記4項目の必須事項を定め

⑤ 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項

⑥ 景観重要公共施設の整備に関する事項

⑦ 景観重要公共施設の占用の許可の基準

上記の定める事ができる事項については、計画策定の過程の中で市民及び関係者等との論議を深め、できるものから順次策定していく。

■ 市独自の景観行政の取組事項（自主事項）

① 重点地区 → 景観法の景観計画区域の詳細基準地区に当たる（仲間地区など）

② 表彰・助成制度 → 「都市景観賞」、「まちづくりプラン賞」、「景観形成助成（まち交）」など

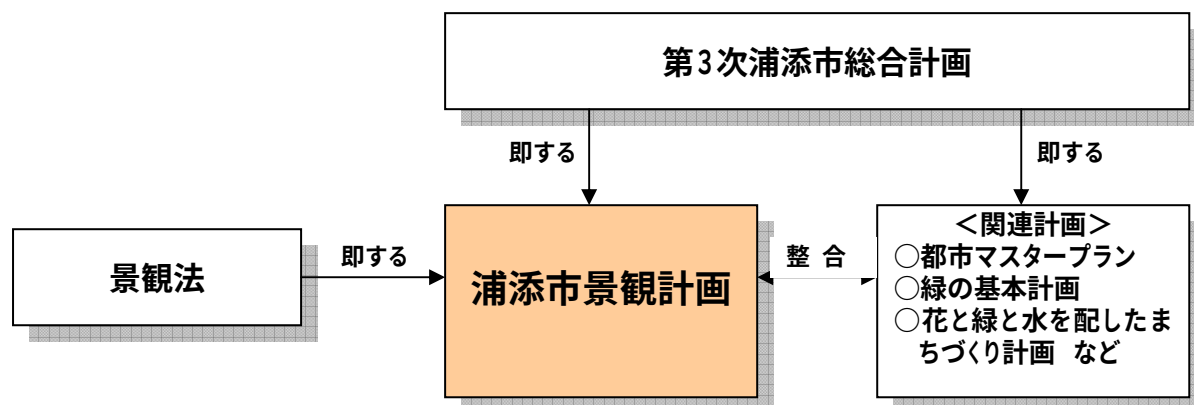
③ 審議会等 → 「景観まちづくり審議会」（仮称）、「景観アドバイザー制度」、「庁内連絡会議」など

④ 市直轄の公共建造物の指針 → 土木、建築など

②庁内における位置づけ

本計画は、第3次浦添市総合計画基本構想（平成●年●月●日議決）に即し、同構想に謳われた「てだこの都市・浦添」の都市像実現を、良好な景観の形成を通して行うための協働による景観まちづくりの施策を総合的に明らかにするものです。

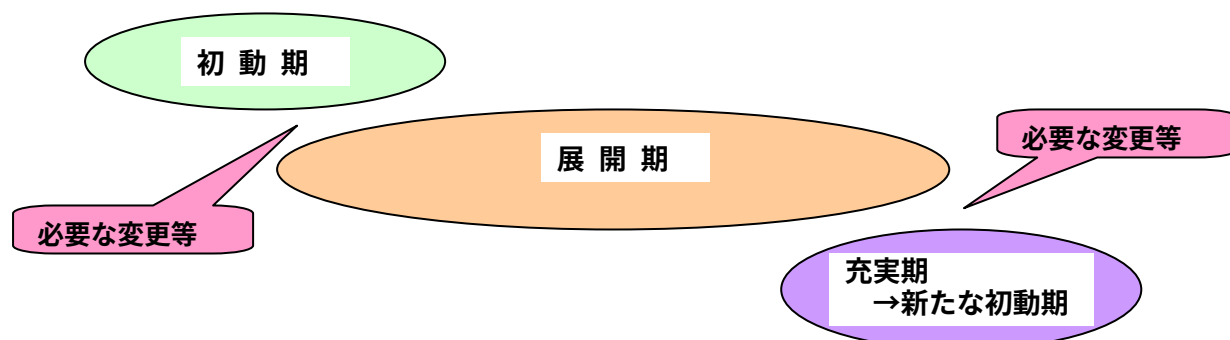
また、本計画は、浦添市都市計画マスタープランや浦添市緑の基本計画、その他の行政計画と整合するものです。



③計画期間と見直し

本計画の計画期間を2007年（平成19年）から2016年（平成28年）までとし、10年間の歳月をかけて段階的に浦添市の美しく、親しみやすい愛着のある都市の景観を守り・育て・直し・引き継ぐことを目的とします。しかし、社会経済情勢の変化等に迅速に対応する必要から、浦添市総合計画をはじめ、都市計画マスタープランなどの上位・関連計画と絶えず整合を図り、景観計画重点地区の追加や都市計画法に基づく景観地区への移行などの際には、途中で必要な変更等を行うこととし、実情に即した計画内容の検討を行うものとします。

第3次総計基本構想（後期基本計画）					第4次総計基本構想（前期基本計画）				
2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2010 (H23)	2011 (H24)	2012 (H25)	2013 (H26)	2014 (H27)



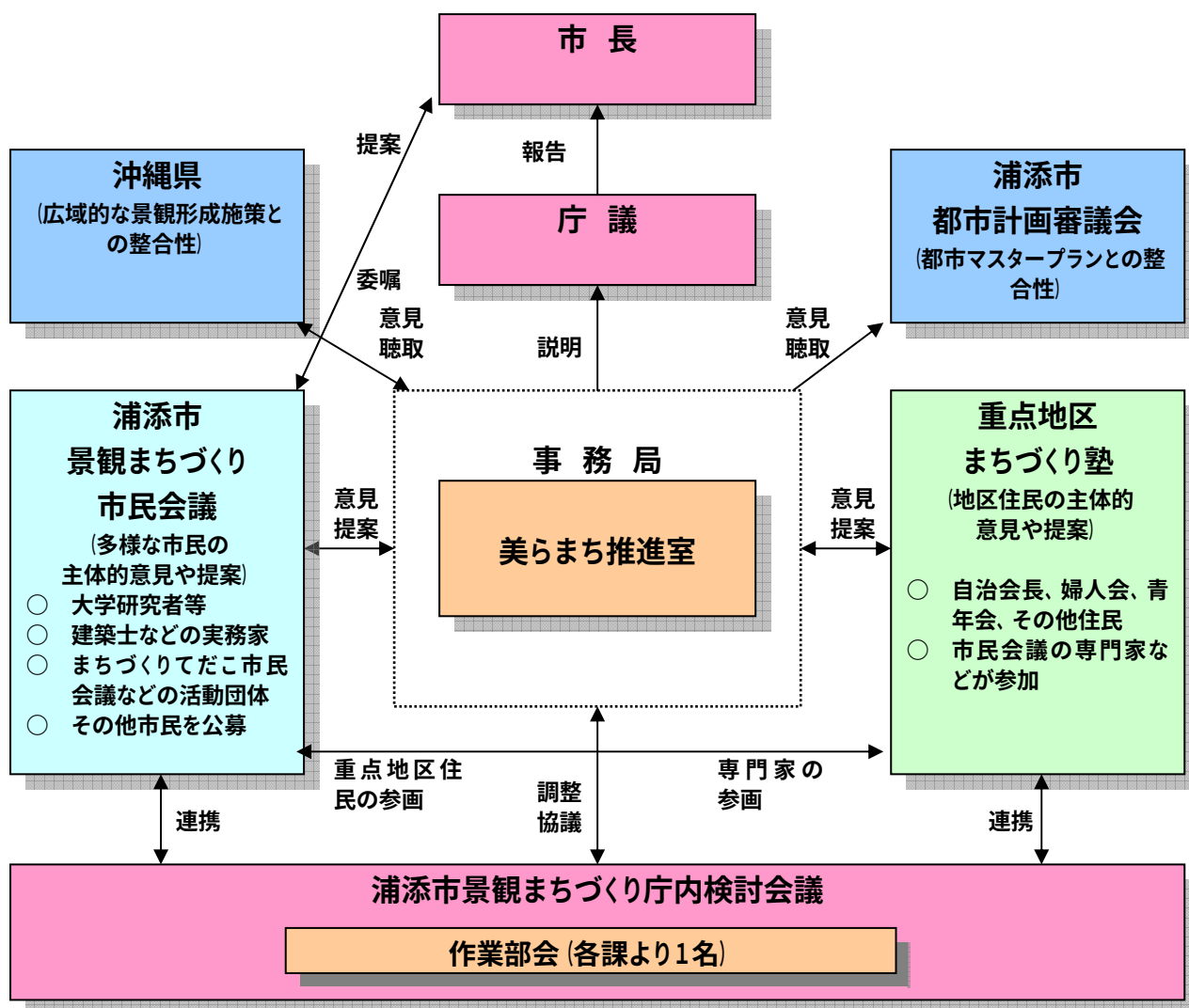
(3) 策定の経緯

本計画の策定委あたっては、広く市民等の意見を反映させるため、以下の検討組織の設置や意見交換会を実施し、協働による景観まちづくりの検討を重ねてきました。

会議・協議等	概 要
①浦添市景観まちづくり市民会議 (平成 18 年 8 月～平成 19 年 5 月)	本市の景観まちづくりに関心のある一般市民と専門家で構成され、景観計画の案づくりをワークショップ及び検討会方式で行いました。
②仲間地区まちづくり塾 (平成 18 年 10 月～平成 19 年 5 月)	重点地区の仲間地区住民と協働で、行為の制限に関する具体のルールづくりを行いました。
③関係団体意見交換会 (平成 19 年 4 月～5 月)	景観計画に密接に関わる以下の関係団体に対して意見交換会を行いました。 1) 沖縄県建築士会浦添支部 2) 浦添地区宅地建物取引業協会
④パブリックコメント (平成 19 年 4 月～5 月)	景観計画素案をインターネット上で公開し、広く一般市民、県民等の意見を聴取しました。
⑤都市計画審議会 (平成 19 年 5 月)	浦添市都市計画審議会に諮り、意見聴取を行いました。

(4) 策定の体制

本計画の策定体制は以下の通りです。



3. 景観計画の区域

景観計画区域：浦添市全域

重点地区：仲間地区

計画の対象区域は市全域とし、市全域を「景観計画区域」とします。また、より具体的に景観形成のルールを設け、協働の景観づくりに取り組む最初の「重点地区」としては、浦添の中の浦添と称される「仲間地区」を設定します。なお、重点地区は順次、地区を増やしていくこととします。

